

平成27年度 市立小中学校における室内空气中化学物質の検査結果について

小樽市立小中学校における、平成27年度室内空气中化学物質検査の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 一次検査

小中学校を対象に、室内のホルムアルデヒドについて検査を実施しました。

※ トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの5物質については、平成19年度までの検査で全ての教室において基準値を著しく下回っているため、文部科学省「学校環境衛生の基準」により検査を省略しています。

ただし、小学校1校のパソコン室は場所の変更に伴い、ホルムアルデヒド及び5物質（トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン）について検査を実施しました。

(1) 検査実施校：小学校22校、中学校11校

※ 調査教室の全てで基準値を著しく下回った小学校1校及び中学校3校は除きます。
また、今年度大規模改装工事を行っている小学校1校も除きます。

(2) 検査項目：ホルムアルデヒド

(3) 検査対象教室：小学校58教室、中学校33教室

※ 前年度の検査で測定値が基準値を著しく下回った教室及び今年度大規模改装工事を行っている小学校1校の対象教室は除きます。

また、前年度に位置を変更した小学校1校のパソコン室については、「3 教室位置変更による検査」にてお知らせします。

(4) 検査方法：パッシブ法（拡散法）

パッシブサンプラーの設置前に、教室の換気を30分以上行った後、5時間以上密閉して室内の空気を平衡状態とし、密閉状態のままパッシブサンプラーを設置し、ほぼ24時間かけてサンプリングを行い、高速液体クロマトグラフ法により測定しました。

(5) 検査実施日：平成27年7月28日、29日

(6) 検査結果

物質名	学校		教室		基準値
	検査数	基準値超過数	検査数	基準値超過数	
ホルムアルデヒド	33校	22校(66.7%)	84教室	32教室(38.1%)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※1教室でも基準値を超えた教室がある学校は1校として計上しています。

(7) 教室別検査結果

区分	普通教室	音楽室	図工・美術室	パソコン室	体育館
検査数	19	31	14	20	4
基準値超過数	1	19	6	3	0
超過率	5.3%	61.3%	42.9%	15.0%	0.0%

2 二次検査

一次検査において、基準値を超えた22校32室について、授業日の状態を鑑み、吸引方式により中・昼休みなど児童生徒の出入りによる空気の流通及び窓・換気扇等による換気がされていることに近い状況での検査を実施しました。

(1) 検査方法：吸引方式（アクティブ法）

検査前に30分以上換気し、検知管をポンプに設置して30分間密閉状態のまま、ポンプにより強制的に空気を採取して測定しました。

- (2) 検査実施日：平成27年8月11日、13日
- (3) 検査結果：全ての教室等で基準値を下回り、通常の状態での教室の使用に関しては支障がないことを確認しました。

3 教室位置変更による検査

前年度に位置を変更した小学校1校のパソコン室について検査を行いました。

- (1) 検査項目：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン
- (2) 検査方法及び日程：一次検査と同じ
- (3) 検査結果

物質名	学校		教室		基準値
	検査数	基準値超過数	検査数	基準値超過数	
ホルムアルデヒド	1校	0	1教室	0	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トルエン	1校	0	1教室	0	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
キシレン	1校	0	1教室	0	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
パラジクロロベンゼン	1校	0	1教室	0	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
エチルベンゼン	1校	0	1教室	0	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
スチレン	1校	0	1教室	0	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

いずれも基準値を下回り、通常の状態での教室の使用に支障がないことを確認しました。

4 学校での対策について

教室等の室内空気中化学物質の濃度低減については、換気が最も有効な対策であることから、各学校においては次の点に留意して換気の対策をとるよう、指導を継続してまいります。

【適切な換気の方法】

- (1) 普通教室においては、始業前、中休み、昼休み等、2時間に1回を目安に5分以上窓やドア等を開放して外気を導入します。特に休日明けには、換気を徹底します。
- (2) 特別教室においては、教室を使用する前に5分以上窓やドアを開放して外気を導入します（使用していないときは、天窓を開けておくなどして換気をすることが望ましい。）。
- (3) オープン教室は、フロア全体を一つの教室とみなして、フロア全体に外気を導入するよう換気を工夫します。
- (4) 換気扇がある教室では、教室を閉め切らなければならない場合には必ず換気扇を使用します。
- (5) 改修工事を行った学校については、改修付近だけでなく学校全体の換気を行います。

(教育部学校教育課 内線 527)